

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成19年6月28日(2007.6.28)

【公開番号】特開2005-42107(P2005-42107A)

【公開日】平成17年2月17日(2005.2.17)

【年通号数】公開・登録公報2005-007

【出願番号】特願2004-203309(P2004-203309)

【国際特許分類】

C 08 L 81/02 (2006.01)

C 08 K 3/00 (2006.01)

C 08 K 5/00 (2006.01)

C 08 L 27/18 (2006.01)

【F I】

C 08 L 81/02

C 08 K 3/00

C 08 K 5/00

C 08 L 81/02

C 08 L 27:18

【手続補正書】

【提出日】平成19年5月10日(2007.5.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(A) ポリアリーレンサルファイド樹脂85～99.5重量%と(B)ポリテトラフルオロエチレンと有機系重合粒子とからなるポリテトラフルオロエチレン含有混合粉体15～0.5重量%の合計100重量部に対して、(C)フィラーを5～600重量部含有してなる樹脂組成物。

【請求項2】

ポリアリーレンサルファイド樹脂が、ポリスチレン換算の重量平均分子量50000以下のものである請求項1記載の樹脂組成物。

【請求項3】

さらに(D)エラストマーを(A)、(B)の合計100重量部に対し、0.5～30重量部含有してなる請求項1または2記載の樹脂組成物。

【請求項4】

さらに(E)銅塩またはこれと(F)カリウム塩を、(A)および(B)の合計100重量部に対する(E)および(F)の合計量で1～15重量部含有してなる請求項1～3いずれか記載の樹脂組成物。

【請求項5】

(C)フィラーが高熱伝導性フィラーであることを特徴とする請求項1～4のいずれか記載の樹脂組成物。

【請求項6】

請求項1～5いずれか記載の樹脂組成物を溶融成形してなり、かつ、ネジ挿入部分を有することを特徴とする成形品。

【請求項7】

請求項 6 に記載の成形品を用いて構成されていることを特徴とするシャーシまたは筐体。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

すなわち本発明は、

(1) (A) ポリアリーレンサルファイド樹脂 85 ~ 99.5 重量% と (B) ポリテトラフルオロエチレンと有機系重合粒子とからなるポリテトラフルオロエチレン含有混合粉体 15 ~ 0.5 重量% の合計 100 重量部に対して、(C) フィラーを 5 ~ 600 重量部含有してなる樹脂組成物、

(2) ポリアリーレンサルファイド樹脂が、ポリスチレン換算の重量平均分子量 5000 以下のものである上記(1)記載の樹脂組成物、

(3) さらに (D) エラストマーを (A)、(B) の合計 100 重量部に対し、0.5 ~ 30 重量部含有してなる上記(1)または(2)記載の樹脂組成物、

(4) さらに (E) 銅塩またはこれと (F) カリウム塩を、(A) および (B) の合計 100 重量部に対する (E) および (F) の合計量で 1 ~ 15 重量部含有してなる上記(1) ~ (3) いずれか記載の樹脂組成物、

(5) (C) フィラーが高熱伝導性フィラーであることを特徴とする上記(1) ~ (4) のいずれか記載の樹脂組成物、

(6) 上記(1) ~ (5) いずれか記載の樹脂組成物を溶融成形してなり、かつ、ネジ挿入部分を有することを特徴とする成形品、

(7) 上記(6)に記載の成形品を用いて構成されていることを特徴とするシャーシまたは筐体である。